

議案第39号

朝来市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について
朝来市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年3月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市山東生涯学習センターを山東庁舎に移転するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

朝来市生涯学習センター条例（平成29年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「朝来市山東町末歳710番地」を「朝来市山東町楽音寺95番地」に改める。

別表朝来市山東生涯学習センターの部を次のように改める。

朝来市山東生涯 学習センター	第1研修室	1,100円	1,300円	1,500円
	第2研修室	1,100円	1,300円	1,500円
	第3研修室	1,400円	1,800円	2,000円
	第4研修室	600円	800円	1,200円
	第5研修室	600円	800円	1,200円
	第6研修室	1,100円	1,300円	1,600円
	第7研修室	900円	1,100円	1,500円
	大集会室	2,500円	2,800円	3,100円

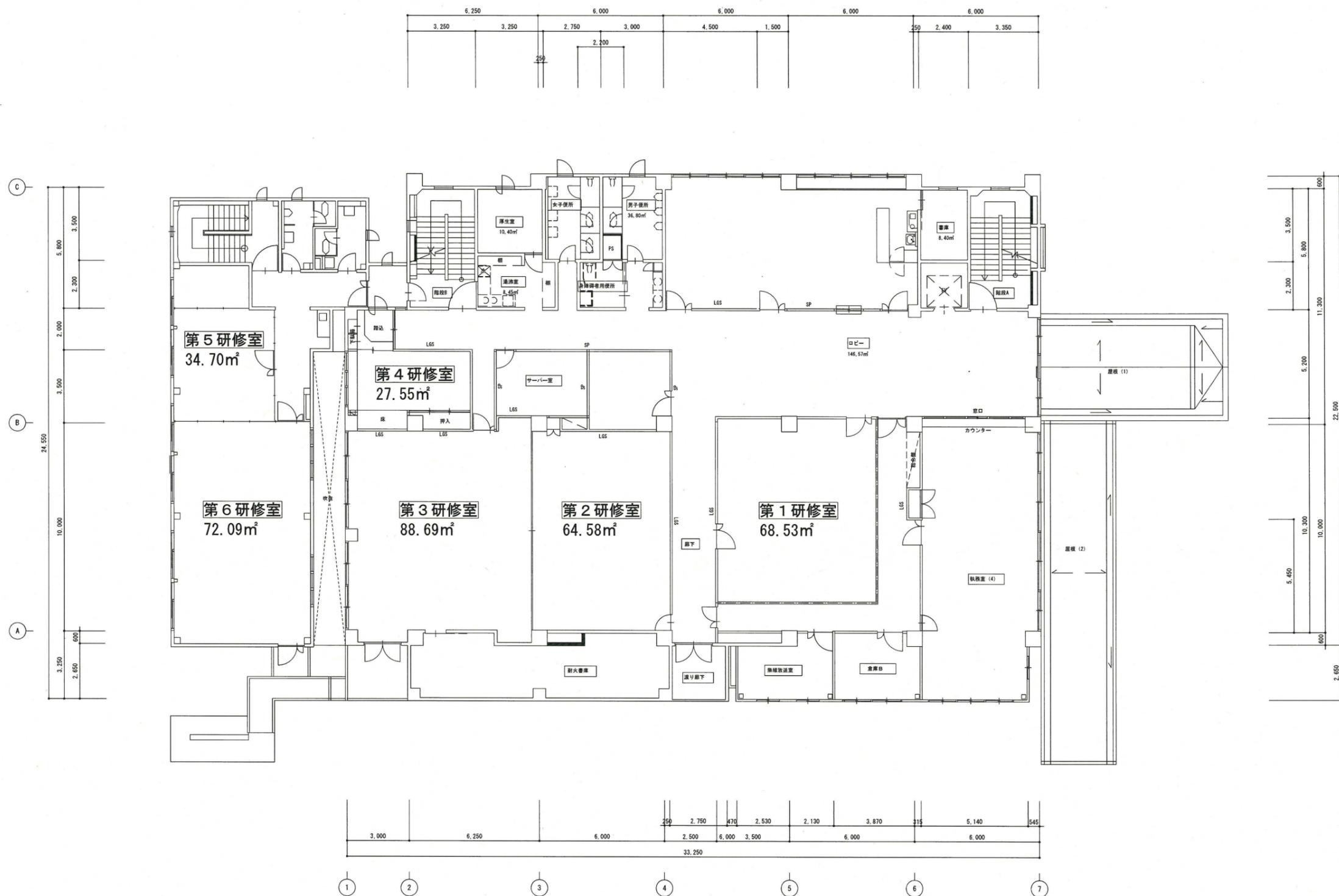
附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第39号資料

朝来市生涯学習センター条例新旧対照表

現 行					改 正 案				
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。					(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称		位置			名称		位置		
(略)					(略)				
朝来市山東生涯学習センター		朝来市山東町末歳710番地			朝来市山東生涯学習センター		朝来市山東町楽音寺95番地		
(略)					(略)				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
区分		午前	午後	夜間	区分		午前	午後	夜間
		9:00～ 12:30	12:30～ 17:30	17:30～ 22:00			9:00～ 12:30	12:30～ 17:30	17:30～ 22:00
(略)					(略)				
朝来市山東生涯学習センター	第1研修室	1,600円	1,800円	2,000円	朝来市山東生涯学習センター	第1研修室	1,100円	1,300円	1,500円
	第2研修室	600円	800円	1,000円		第2研修室	1,100円	1,300円	1,500円
	第3研修室	600円	800円	1,000円		第3研修室	1,400円	1,800円	2,000円
	第4研修室	1,600円	1,800円	2,000円		第4研修室	600円	800円	1,200円
	大集会室	2,400円	2,600円	2,800円		第5研修室	600円	800円	1,200円
	調理実習室	1,500円	1,800円	2,200円		第6研修室	1,100円	1,300円	1,600円
						第7研修室	900円	1,100円	1,500円
(略)					大集会室		2,500円	2,800円	3,100円
(略)					(略)				



【庁舎】2階平面図 S=1/100

図面名称	2階平面図	縮尺	A1=1/100 A3=1/200	図面No.	A / 1
施設名称	山東庁舎				

